

令和6年6月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和6年8月)

国土交通省  
海難審判所  
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

### 裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

### 更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、令和5年1月から令和6年6月までに言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、平成30年1月から令和6年6月までに言渡しがあったものを閲覧できます。

### 裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、広島地方海難審判所と門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

#### ① [貨物船A\(698トン\)モーターボートB\(4.9トン\) 衝突事件](#)

夜間、愛媛県波妻(はづま)ノ鼻南西方沖合において、北上中のA船と西行中のB船とが衝突し、B船が転覆した後に沈没し、B船の同乗者9人が負傷した

#### ② [漁船A\(19トン\)漁船B\(19トン\) 衝突事件](#)

長崎県比田勝(ひたかつ)港東方沖合において、航行中のA船が漂流中のB船に衝突し、両船が損傷した

海難防止への  
インフォメーション

① 貨物船A(698トン) モーターボートB(4.9トン)衝突事件

(夜間、波妻ノ鼻南西方沖合において、北上中のA船と西行中のB船とが衝突し、B船の同乗者9人が負傷した)

**【海難概要】** 夜間、波妻ノ鼻南西方沖合において、A船(698トン、5人乗組、海砂1,340m<sup>3</sup>積載)が北上中、B船(4.9トン、1人乗組、同乗者10人)が西行中、A船の船首がB船の左舷船尾部に衝突し、B船の同乗者9人が負傷した

**【発生日時】** 令和5年8月6日22時18分僅か過ぎ

**【発生場所】** 愛媛県波妻ノ鼻南西方沖合

**【死傷者】** 9人(B船同乗者:頸椎捻挫等)

**【損傷等】** A船: 船首部外板に擦過傷等  
B船: 左舷船尾部外板に破口等を生じ、転覆した後に沈没

**【航法の適用】海上衝突予防法(予防法)第15条(横切り船の航法)が適用される**

・A船及びB船は、互いに他の船舶の視野の内にある航行中の動力船であり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したもので、両船ともに衝突を避けるために必要な動作をとる時間的、距離的余裕があったものと認められることから、**予防法第15条(横切り船の航法)が適用される**

**【原因等】** 夜間、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、  
A船: **動静監視不十分**で、B船の進路を避けなかった(主因)

[ 船長Aは、**動静監視を十分に**行うべきであった ]

B船: **見張り不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)

[ 船長Bは、**見張りを十分に**行うべきであった ]

**【背景】** ・船長Aは、右舷側を追い越しているフェリーを見ることに気をとられた  
・船長Bは、北上するフェリーの動静に気をとられた

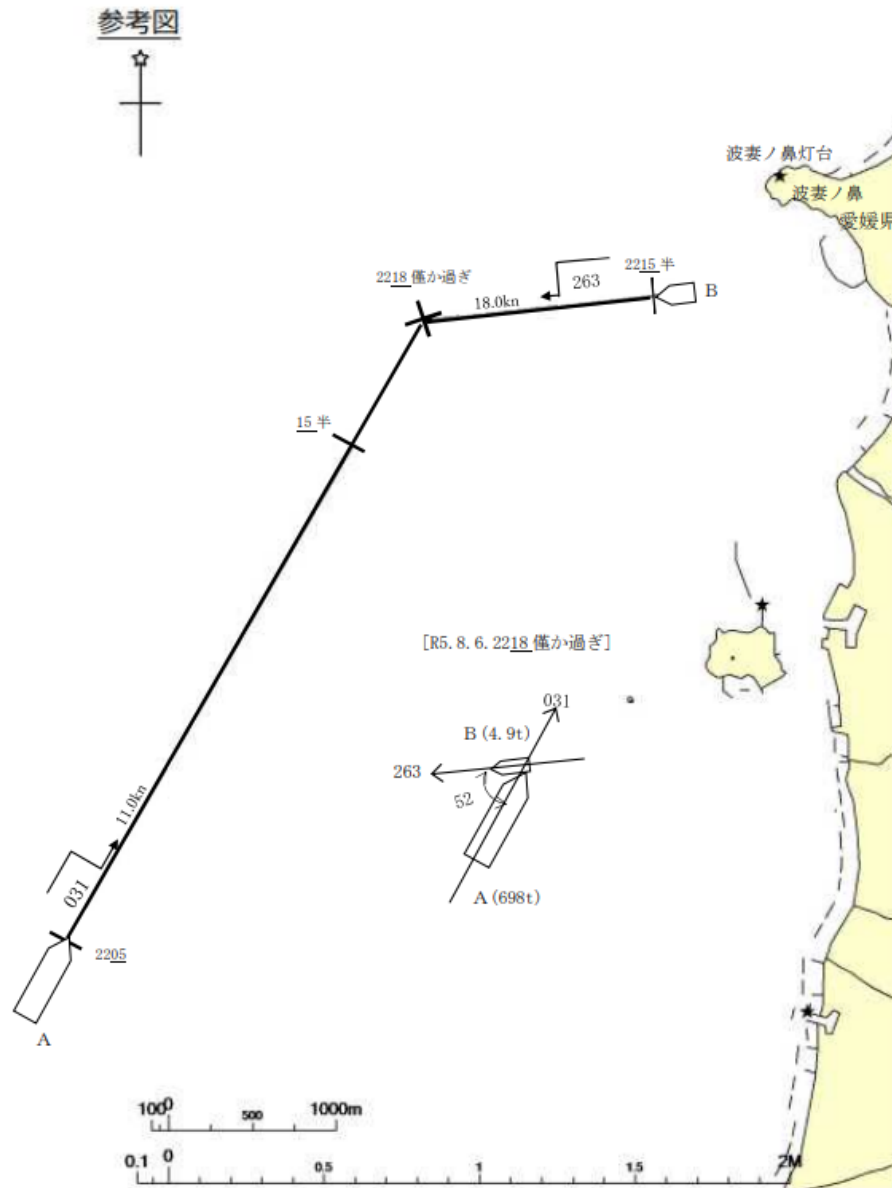
**【受審人】**

(A船) 船長 : 四級海技士(航海) → 業務停止2か月

(B船) 船長 : 小型船舶操縦士 → 戒告

**【懲戒】**

\* 本裁決は、R6.6.26に言い渡されました。詳細は海難審判所のHPでご確認下さい



海難防止への  
インフォメーション

② 漁船A(19トン)漁船B(19トン) 衝突事件

(比田勝港東方沖合において、航行中のA船が漂流中のB船に衝突し、両船が損傷した)

**【海難概要】** 比田勝港東方沖合において、A船(19トン、2人乗組)が航行中、B船(19トン、3人乗組)が漂流中、A船の船首がB船の船尾に衝突し、両船が損傷した

**【発生日時】** 令和5年3月18日17時05分

**【発生場所】** 長崎県比田勝港東方沖合

**【死傷者】** なし

**【損傷等】** A船：船首外板に破口を伴う擦過傷  
B船：船尾外板に破口を伴う擦過傷

**(航法の適用) 海上衝突予防法(予防法)第38・39条(船員の常務)が適用される**

・予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないことから、**予防法第38・39条(船員の常務)が適用される**

**《原因等》** A船が航行中、B船が漂流中、

A船：居眠り運航の防止措置が不十分で、漂流中のB船を避けなかった(主因)

[船長Aは、居眠り運航の防止措置を十分にとるべきであった]

B船：見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)

[船長Bは、見張りを十分に行うべきであった]

**《背景》**・船長Aは、強い眠気ではなかったもので、眠気を我慢できると思った

・船長Bは、航行中の船舶が漂流している自船を避けると思った

**【受審人】**

(A船) 船長：小型船舶操縦士 → 業務停止1か月

(B船) 船長：小型船舶操縦士 → 戒告

**《懲戒》**

\* 本裁決は、R6.6.27に言い渡されました。  
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

